

第一回意見聴取会でいただいた意見を整理し本日は議決をとる。
先日と同様にAとBの2つについて議決をそれぞれとる。この議決をそれぞれの学則の修正案として学生生活課と学生生活支援室に提出、その後方向性を変えない程度の微修正はあるかもしれないがこのまま改定に進みたいと議長団としては考えている。

A：2-(3) 全代会の名称について

現行：

(3) 筑波大学に、クラス代表者会議が選出した座長及び副座長により自主的に運営される組織として、全学学類・専門学群代表者会議(以下「全代会」という。)を置く。

修正案：

- (1) 全学**学生**代表者会議：「学生」は大学院生も指す。
- (2) 全学学群**等**学生代表者会議：「等」で総合学域群の学生を指すのはいかがなものか
- (3) 全学学類・専門学群**等**代表者会議：上と同じ
- (4) 全学学類・専門学群・**総合学域群**代表者会議：名称が長い
- (5) 全学**学士課程学生**代表者会議：特に問題点なし
- (6) 全学**学群**・**総合学域群**代表者会議：「学群」の代表のようにとれる
- (7) 全学**学部生**代表者会議：「学部」という言葉をこの大学で使っていいかは議論の余地がある。避けたほうが無難かと。

意見聴取会とその後に提案されたものを加えて7つとした。(4)の名称が長いという問題については「全代会」という略称を使う上で問題ないのではないかという意見が意見聴取会では多数であった。

意見聴取会の結果から議長団としては(4)(5)(6)のいずれかがふさわしいと考える。
この三つと、もし本日何か新しい有力な案が提案されればそれで議決をとりたい。

B: 改定案31,32 学長と全代会との意見交換等について

現行：

該当箇所なし

修正案1：

31 学長は、全代会と懇談の機会を設けることができる。

修正案2：

31全代会と学長との意見交換等は次に定める場合、開催される。

- (1) 全代会の議長から、あらかじめ学生生活支援室員のうちから定められる世話人に議題および日程を明示して開催を申し出、協議が整った場合。
- (2) 学長から特に必要と認めて開催の通知があった場合。

修正案3：

該当なし(改定はあきらめる)

特に新しい修正案は上がってこなかったなのでこの3つから議決をとろうと考えている。茶話会について学則に明記することに意味があるのではないかという、修正案1を支持する意見がいくらかあった。それに対して修正案1は茶話会の開催を保証するものではないという意見もある。

議長団としてBを議題として挙げた最大の理由は、修正案と改定案の方向性が、議長団だけで修正してしまうには異なりすぎているというものである。したがってどの案でも問題はないと考えている。皆さんの学類・専門学群の代表としての責任をもった投票に期待する。